

(接見メモ)

10月8日（土） 被疑者初回接見

- ・ 被疑事実に間違はない。
- ・ 店の人に代金の支払を請求され、妻のへそくりのことが頭に浮かんだ。家に案内して、そのへそくりで払おうと思った。食べ物を注文する時には、空腹でそこまで頭が回らず。へそくりの具体的な場所や金額は今もわからない。
- ・ 警察には自ら連絡した。警察官を呼んだのも自分。家にも自ら案内した。
- ・ しかし、家には結局お金はなかった。
- ・ お金はほとんどない（150円くらい）。
- ・ 被害弁償は出来ない。妻に連絡すれば出来るかもしれない。
- ・ 妻の現在の連絡先である実家の電話番号は0852-○○-×××である。
- ・ しかし、妻は現在妊娠中。子供が生まれているかもしれない。
- ・ 子供が生まれているかどうかを教えてほしい。
- ・ できれば、下着の差し入れがほしい。
- ・ 妻には本当にごめんなさいと伝えてほしい。
- ・ 調理師の免許があり、以前日本料理店で働いていたが、7月初めに解雇され、今は無職。
- ・ 「この料理店で働いていたとき、給与1か月分くらいが払われていなかつたことがある。これを払ってもらえば、示談できるくらいの金になるかもしれない。その料理店と交渉してくれないか？」と質問されたが、本人から「やっぱり支払われていないというのは勘違いだった」とのこと、結果として交渉しないこととなった。
- ・ 「今回以外にも無錢飲食したことが何回かある。取調べでしゃべった方がいいか？」と質問されたが、回答し、納得してもらった。
- ・ かなり反省している様子。もう二度としないと誓約。

※ 秋山弁護士は、初回接見で被疑者に話しておくべき事項は事前にまとめておいたので、そのことを被疑者に伝えた。

同日 被疑者の妻へ電話連絡

- ・ 妻の母親が電話に出る。
- ・ まだ娘が出産直後で入院中であり、退院したら話をして連絡させること。

10月11日（火） 捜査担当検事である崎山弘（さきやまひろし）検事に電話

- ・ 捜査方針を確認するも、しばらくは捜査が必要とのことで、ひとまず勾留期間満了までは捜査を継続すること。

- ・ 被害弁償の予定を尋ねられる。こちらからは「検討中です」と回答するも、検事の話し方からすれば、被害弁償がなされなければ本件の起訴は免れないとの感触を得る。
    - 被害弁償のため、被疑者の妻と打合せの必要有りと考える。
    - 被害者と連絡を取る必要があると考える。
- ※ どうすれば、被害者と連絡が取れるのか。また、どのように連絡を取るのが適切なのか。秋山弁護士はわからず、先輩弁護士から話を聞いた。

同日 被害者宛てに示談申出書を送付

同日 被疑者の妻より電話

- ・ 両親から話を聞き、電話したこと。
- ・ まだ実家である。
- ・ とにかく、両親が怒っていて、名古屋に帰さないと言っている。
- ・ このままでは離婚も考えなければならないかもしれない。
- ・ ただ、子供のことがあり、踏ん切りが付かない。
- ・ 無事に子供は生まれている。
- ・ 名前は美月（みつき）。

10月12日（水） 被疑者接見

- ・ 前日に被疑者の妻から電話があった内容を報告する。
  - ・ 妻からの電話の内容を告げると、かなり落ち込んでいた。
  - ・ 借金は結構前から。もしかしたら、巷で言われているような過払金があり、返金してもらえるかも。
  - ・ 借金も、弁護士さんにお願いをして借金もきちんと払っていきたい。先生にお願いできぬかと言われる。
- ※ 秋山弁護士は、このように言われたため、被疑者に回答した。
- ・ 生まれてきた子供のために、もう一度しっかり働いてやり直したい。
  - ・ 調理師免許があるので、資格を生かして働きたい。
  - ・ 母・姉とは音信不通。

10月14日（金） 電話にて妻と打ち合わせ

- ・ 今の段階では両親から協力も得られず、被害弁償金は出せないとのこと。
- ・ 両親からも名古屋に行かせてもらえず、手詰まりの感がある。

10月16日（日） 被疑者接見

- ・妻から手紙が来た。離婚の話も書いてあった。妻の両親がかなり怒っているらしい。妻は、子供を出産後間もないすぐには面会には来られないとのこと。
  - ・手紙の文面からは妻は離婚を迷っている感じだった。
  - ・勾留延長がなされる模様。
  - ・被害弁償ができない限り、起訴されるおそれが強いことを告げる。
  - ・妻に手紙を書きたいとのこと。所持金では切手しか買えず、封筒と便箋を購入するお金が無いので、封筒と便箋を差し入れてほしいとのこと。
- ※ 秋山弁護士は、この場合、被疑者に封筒と便箋を差し入れる必要があるか否か、どのように差し入れるかを考え、後日、被疑者に封筒と便箋を差し入れることにした。

10月21日（金） 被疑者に呼ばれ、被疑者接見

- ・奥さんからの返事がない。
  - ・「これからどうなるのか」と言われる。起訴後の内容を話す。
- ※ 秋山弁護士は、起訴後の内容としてどのようなことを話すべきかを考え、被疑者に説明した。

10月26日（水） 公訴提起

- ・本件が名古屋地方裁判所に起訴される。
- ※ 秋山弁護士の被疑者国選での弁護活動が終了となる。

11月11日（金） 公判記録の閲覧

- ・予め公判担当検事係に架電し、閲覧できる状態（証拠分けが済んでいる状態）であることを確認済み。
  - ・記録閲覧。
- ※ 秋山弁護士は、証拠を贋写するか、する場合にはどのように贋写するかを考えた。

11月18日（金） 被告人接見

- ・警察、検察の調書にも間違いはない。
  - ・前にいた店にもう一度雇ってくれないか頼んでほしい。
  - ・妻にももう一度やり直したいと頼んでほしい。
- ※ 秋山弁護士は、以前の勤務先や妻に連絡をとる方がよいと考えた。

1 1月22日（火） 「弥（わたる）」（前の勤務先）へ連絡

- ・ オーナー兼店主と連絡を取ったが、「うちで雇うことはできない」とのこと。
- ・ しかし、「ただ、彼は料理人としての腕はあるので、どこか雇ってくれることはあるはず。働き口を紹介することはできるかもしれない」とのこと。

同日 被告人接見

- ・ 前の勤務先から聴取した内容を伝える。「もし前の職場が働き口を紹介してくれるなら、どこにでも行く」とのこと。

1 1月23日（水） 被告人の妻から電話連絡

- ・ 両親を説得し、名古屋に戻って被告人に会ってきた。
- ・ やはり、子どものこともあるため、もう一度やり直すこととした。
- ・ 名古屋にこのまま残る。
- ・ 被害弁償金も名古屋の知り合いに話をして、必要な金額を出せるようとする。
- ・ 被害弁償金をどの程度出せばよいか教えて欲しい。

同日

- ・ 被害弁償金の準備ができたため、「あいべん」に直接謝罪したい旨の連絡を入れたところ、快諾。
- ・ 1 1月30日に謝罪と被害弁償のため、被害店舗に伺うことになった。

1 1月25日（金） 妻と打ち合わせ

（詳細は別紙）

1 1月30日（水） 妻とともに被害弁償

- ・ 被害店舗に行き、店長に謝罪。
- ・ 被害弁償は受け取ったが、他の知り合いの店舗でも無錢飲食をしていることから、ほかのすべての被害弁償をしないと許すことは出来ないとのこと。
- ・ 被害弁償金及び示談金として1万5000円を渡し、示談書を作成。
- ・ 被害弁償後、被告人の妻と打合せ。妻が情状証人OK。被告人の監督を誓約。

1 2月16日（金） 被告人接見

- ・ 被告人質問の最終打ち合わせ。
- ・ 公訴事実はすべて認める。
- ・ 書証はすべて同意予定。公判担当検事に通告。

## 事前研修刑事弁護起案資料

- ・ 弁号証（書証）について公判担当検事に開示。
- ・ 証人尋問と被告人質問の予定を公判担当検事に通告。
- ・ 弁論要旨作成。

12月19日（月） 公判担当検事より連絡

- ・ 檢甲第3号証を追加で証拠取調べ請求したい。
- ・ 檢甲第3号証の開示を受ける。証拠意見（予定）を伝える。
- ・ 弁号証の証拠調べ請求に対する証拠意見（予定）を通告される。